

おきたまネットワークサポートセンター規約

平成22年5月29日施行

おきたまネットワークサポートセンター規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、おきたまネットワークサポートセンターという。

(事務所)

第2条 この会は、主たる事務所を山形県東置賜郡川西町吉田5886番地1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この会は、置賜管内の地域住民が主体となって非営利、非宗教及び非政治的な公益活動を担うNPO、ボランティア団体その他の団体が社会的変化や地域住民の多様化するニーズに対応するために行う活動を支援することにより、住民自治の実現並びに地域の再構築及び再生を図り、もって新たな公共サービスの供給主体の役割を果たすことを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 公益活動の場・サロンの事業
- (2) 情報収集・提供事業
- (3) 相談・サポート事業
- (4) コーディネート・ネットワーク事業
- (5) コミュニティ活動推進事業
- (6) 調査・研究・政策提言事業
- (7) 講座・研修等自主企画事業
- (8) その他必要な事業

第3章 会員

(会員)

第5条 この会の会員は、この会の目的に賛同して入会した個人及びNPO、ボランティア団体、企業、大学その他の団体とする。

(入会と脱会)

第6条 会員として入会しようとするものは、運営委員長が別に定める入会申込書により、運営委員長に申し込むものとし、運営委員長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。脱会は運営委員長が別に定める退会届を運営委員長に提出して、任意に退会することができる。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 運営委員長は、公益上特に必要があると認めるときは、前項の会費の全部又は一部を免除することができる。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合においては、その会員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この規約等に違反したとき。

(2) この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第10条 この会に次に掲げる役員を置く。

(1) 運営委員 8人以上

(2) 監事 2人

2 運営委員のうち、1人を運営委員長、2人を副運営委員長とする。

(選任)

第11条 運営委員及び監事は、総会において選任する。

2 運営委員長及び副運営委員長は、運営委員の互選とする。

(職務)

第12条 運営委員長は、この会を代表し、その業務を総理する。

2 副運営委員長は、運営委員長を補佐し、運営委員長に事故あるとき又は運営委員長が欠けたときは、運営委員長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 運営委員は、運営委員会を構成し、この規約の定め及び運営委員会の議決に基づき、この会の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 運営委員の業務執行の状況を監査すること。

(2) この会の財産の状況を監査すること。

(任期)

第13条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

(職員)

第14条 この会に事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、運営委員長が任免する。

第5章 総会

(構成)

第15条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第16条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任及び職務
- (7) 会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第44条において同じ。)
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第17条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 運営委員会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 会員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第18条 総会は、運営委員長が招集しその議長に当たる。

2 運営委員長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(定足数)

第19条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第20条 総会における議決事項は、第18条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この規約で定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

(議事録)

第21条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合に

あつては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第6章 運営委員会

(構成及び権能)

第22条 運営委員会は、運営委員をもって構成し次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第23条 運営委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 運営委員長が必要と認めたとき。

(2) 運営委員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。

(議長)

第24条 運営委員会の議長は、運営委員長がこれに当たる。

(議決)

第25条 運営委員会の議事は、運営委員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 やむを得ない理由により運営委員会に出席できない運営委員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

(議事録)

第26条 運営委員会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 運営委員総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第27条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費

(2) 寄附金品

- (3) 財産から生ずる収入
 - (4) 事業に伴う収入
 - (5) その他の収入
- (事業年度)

第28条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(規約の変更)

第29条 この会が規約を変更しようとするときは、総会に出席した会員の4分の3以上の多数による議決を経なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第30条 この会の公告は、インターネットの利用その他の方法により行う。

第9章 雑則

(細則)

第31条 この規約の施行について必要な細則は、運営委員会の議決を経て、運営委員長がこれを定める。

附 則

- 1 この規約は、この会の成立の日から施行する。
- 2 この会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

運営委員長	宮原博通
副運営委員長	中川幸一
同	青木孝弘
運営委員	神尾康彦
同	加藤喜一
同	佐藤敬子
同	高橋エミ
同	古名順二
同	星野廣志
監事	小松喜一郎
同	木村仁

- 3 この会の設立当初の役員の任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成24年5月31日までとする。
- 4 この会の設立当初の事業計画及び収支予算は、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この会の設立当初の事業年度は、第28条の規定にかかわらず、成立の日から平成23年3月31日までとする。
- 6 この会の設立当初の会費は、第7条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
 - (1) 正会員会費3,000円
 - (2) 賛助会員会費一口5,000円